

法と経済学会・通常総会

日時：2014年7月13日（日）13:05～13:35

場所：駒澤大学深沢キャンパス
120周年アカデミーホール

次 第

1. 開 会

2. 議長選任

3. 審 議

第1号議案 2013年度事業報告

第2号議案 2013年度収支決算

第3号議案 2014年度事業計画

第4号議案 2014年度収支予算

第5号議案 会則の変更について

第6号議案 2014・2015年度理事及び監事の選任について

4. 報告

5. 閉 会

資 料

資料1 第1号議案 2013年度事業報告

資料2 第2号議案 2013年度収支決算

資料3 第3号議案 2014年度事業計画

資料4 第4号議案 2014年度収支予算

資料5 第5号議案 会則の変更について

資料6 第6号議案 2014・2015年度理事及び監事の選任について

第 1 号議案 2013 年度事業報告

【2013 年度の活動】

法と経済学会は、2012 年度通常総会(2013 年 7 月 7 日)において承認された事業計画に基づき、以下のような活動に取り組んできた。

1. 通常総会の開催

通常総会を 2013 年 7 月 7 日(日) 北海道大学札幌キャンパス W205 教室(北海道札幌市)にて開催した。

(参加者 173 名 委任状含む)

【審議及び報告事項】

第 1 号議案 2012 年度事業報告

第 2 号議案 2012 年度収支決算

第 3 号議案 2013 年度事業計画

第 4 号議案 2013 年度収支予算

議長として、2013 年度会長古城誠氏が選任された。

その上で、第 1 号議案から第 4 号議案まで、異議無く賛成多数で原案通り承認可決された。

2. 全国大会の開催

2013 年度(第 11 回)全国大会を 2013 年 7 月 6 日(土)～7 日(日)に北海道大学札幌キャンパスにて開催した。(延参加者 131 名)

(特別講演 1 題、パネルディスカッション 2 題、一般研究発表 19 題)

3. 学術論文集『法と経済学研究(Law and Economics Review)』の査読

『法と経済学研究(Law and Economics Review)』への投稿論文の査読を進めた。

4. 情報提供発信

『法と経済学研究(Law and Economics Review)8 巻 1 号』をオンラインジャーナルとして発刊した。

5. 法と経済学勉強会の開催

『法と経済学勉強会』として、下記の通り、4 回開催した。

2013 年 5 月 22 日(水) 「朽ちるインフラ問題と PPP の役割」

2013 年 6 月 28 日(金) 「日本企業の低収益性—内部留保高止まりの要因」

2013 年 10 月 18 日(金) 「債権法改正の現状と、その問題」

2013 年 12 月 6 日(金) 「一票の平等～経済学的視点から」

6. 教育普及活動

法と経済学の司法試験科目化に向けて、2013 年 5 月 22 日(水)、谷垣法務大臣に面会し、古城会長より「法と経済学」が司法試験の科目に追加されよう要望書を提出した。

7. 理事会等の開催

理事会等を以下のとおり開催した。

2013 年 7 月 7 日(日) 理事会 北海道大学札幌キャンパス W205 教室

2013 年 7 月 7 日(日) 編集委員会 北海道大学札幌キャンパス W305 教室

2013 年 5 月 2 日(木) 企画運営委員会 政策研究大学院大学

2013 年 5 月 22 日(水) 企画運営委員会 政策研究大学院大学

2013 年 9 月 9 日(月) 企画運営委員会 政策研究大学院大学

2013 年 11 月 19 日(火) 企画運営委員会 政策研究大学院大学

8. 会員状況（2014年3月31日現在）

正会員数 517名（内、一般：462名、学生：55名）

（参考 2012年度末正会員数593名（内、一般：518名、学生：74名）

賛助会員数 5社（5口）

以上

第2号議案 2013 年度収支決算

自 2013年7月1日
至 2014年3月31日

(単位:円)

収入の部				
大科目	中科目	予算額	決算額	差異
会費収入	正会員会費収入	3,500,000	782,000	△ 2,718,000
	賛助会員会費収入	150,000	90,000	△ 60,000
	会員外参加費等	100,000	119,000	19,000
寄付金収入	寄付金収入*1	40,000	96,000	56,000
雑収入	受取利息等	10,000	1,000,498	990,498
当期収入合計 (a)		3,800,000	2,087,498	△ 1,712,502
前期繰越収支差額		1,521,601	1,521,601	0
収入合計 (b)		5,321,601	3,609,099	△ 1,712,502

支出の部				
大科目	中科目	予算額	決算額	差異
管理費	事務局委託費*2		1,764,000	
	人件費*2	2,000,000	64,000	△ 172,000
	会議費*3	300,000	440,927	140,927
	旅費交通費	100,000	6,450	△ 93,550
	通信運搬費	150,000	29,917	△ 120,083
	消耗品費	10,000	0	△ 10,000
	印刷費	10,000	0	△ 10,000
事業費	機関誌発行費	300,000	153,425	△ 146,575
	名簿発行費	0	0	0
	研究会費	80,000	76,995	△ 3,005
予備費	雑費(予備費)	50,000	19,634	△ 30,366
当期支出合計 (c)		3,000,000	2,555,348	△ 444,652

当期収支差額 (a)-(c)	800,000	△ 467,850	—
次期繰越収支差額 (b)-(c)	2,321,601	1,053,751	—

*1) 寄付金収入: 全国大会懇親会参加費

*2) 事務局委託費・人件費: 過年度までは人件費の中に事務局委託費を含めていたが、2013年度の決算から事務局委託費を別建てとした。

*3) 会議費: 全国大会経費及び企画運営委員会等のお弁当・御茶代等。全国大会に関する経費=418,360円。内訳: 懇親会費12万円、看板代3.75万円、お弁当等4.36万円、施設使用料21.6万円、支払手数料1,260円。なお全国大会のアルバイト代は人件費の6.4万円が該当する。

注) 2012年度は7月1日から6月30日までとしたが、2013年度は7月1日から3月31日を決算期としたため、決算書上の会費収入が大幅に減少している。

※年会費の自動引落等による収入が5月であり、2014年4月～5月末の会費収入は約240万円であった。経年ベースで見ると、正会員収入は318万円(240万円+78万円)の会費収入となる。なお、78万円には退会者の過去の未払い金も含まれる。

会計監査報告

会計監査の結果、適正に処理されていることを確認いたしました。

2014年 7月 13日

監事 松浦 以津子
監事 畠中 薫里



貸借対照表

平成26年3月31日現在

(単位:円)

資産の部		負債・繰越の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	2,824,381	【流動負債】	1,770,630
普通預金	2,815,497	未払い金 *1	1,764,000
現金	8,884	預り金 *2	6,630
【固定資産】	0	【固定負債】	0
		負債合計	1,770,630
		次期繰越金	1,053,751
		繰越資産合計	1,053,751
合計	2,824,381	合計	2,824,381

*1: 未払い金=事務局業務委託費(予算額200万円を176.4万円に減額)

*2: 預り金=査読者源泉徴収税預り金

総会資料3

第3号議案 2014年度事業計画

1. 全国大会、シンポジウム等の開催

会員相互の交流のため、2014年7月に全国大会を開催するほか、適宜、シンポジウム、セミナー(法と経済学勉強会)等を開催する。

2. 機関誌の刊行

電子メディアの活用を図りつつ、機関誌「法と経済学研究(Law and Economics Review)」を定期的に刊行する。

なお、会員のニーズを踏まえて、必要な場合には印刷発行を行う。

3. 法と経済学に関する学術研究の推進

学術論文の投稿・審査制度を運用し、機関誌「法と経済学研究 (Law and Economics Review)」に採用論文を掲載するほか、研究会の設置等により、法と経済学に関する学術研究を推進する。

4. 理事会の業務執行体制

総務委員会を新たに設置した他、企画運営委員会、編集委員会及び教育・普及委員会の体制を強化し、法と経済学に関する学術研究を推進する。

第4号議案 2014年度収支予算書

自 2014年4月 1日
至 2015年3月 31日

(単位:円)

収入の部				
大科目	中科目	2014年度予算	前年度予算	増減
会費収入	正会員会費収入	3,500,000	3,500,000	0
	賛助会員会費収入	120,000	150,000	△ 30,000
	会員外参加費等	100,000	100,000	0
寄付金収入	寄付金収入	40,000	40,000	0
雑収入	受取利息等	10,000	10,000	0
当期収入合計 (a)		3,770,000	3,800,000	△ 30,000
前期繰越収支差額		1,053,751	1,521,601	△ 467,850
収入合計 (b)		4,823,751	5,321,601	△ 497,850

支出の部				
大科目	中科目	2014年度予算	前年度予算	増減
管理費	事務局委託費	1,764,000		
	人件費	100,000	2,000,000	△ 136,000
	会議費	300,000	300,000	0
	旅費交通費	100,000	100,000	0
	通信運搬費	50,000	150,000	△ 100,000
	消耗品費	10,000	10,000	0
	印刷費	10,000	10,000	0
事業費	機関誌発行費	300,000	300,000	0
	名簿発行費	0	0	0
	研究会費	80,000	80,000	0
予備費	予備費	50,000	50,000	0
当期支出合計 (c)		2,764,000	3,000,000	△ 236,000

当期収支差額 (a)-(c)	1,006,000	800,000	—
次期繰越収支差額 (b)-(c)	2,059,751	2,321,601	—

注) 全国大会経費については、30万円以内を目途とする。

第5号議案 会則の変更について

1. 変更の背景

- ①会則第15条（役員の職務）4項においては、監事の役割について、民法旧第59条の役割を果たすことになっているが、法人三法の成立（2008年12月1日の法人整備法、法人法、公益認定法の施行）によって旧第59条が削除された。

【参考】

旧民法第59条（監事の職務）

監事の職務は、次のとおりとする。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務の執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は主務官庁に報告をすること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

- ②この点について、理事会にて旧民法上の公益法人、現行法の公益法人、任意団体である学会、組合等、様々な組織についての実情を調査したところ、監事の役割を会計及び会務の執行状況を監査することであると定めているのが通例であることを確認した。また、近年の公益法人改革においても、株式会社におけるコンプライアンス強化の流れからも、監事の役割が拡大している。

- ③以上を踏まえ、会則第26条の規定により、会則第15条4項を改正する。

2. 変更の内容

(旧)

第15条4項 監事は、民法第59条の職務を行うほか、理事会に出席することができる。ただし議決に加わらない。

(新)

第15条4項 監事は、会計及び会務執行の状況を監査するほか、理事会に出席することができる。ただし議決に加わらない。

第6号議案 2014・2015 年度理事及び監事の選任について

理事会提案により現会長・副会長の再任に関する信任選挙が実施され、2014・2015 年度会長・副会長として現会長・副会長が再任されたことを踏まえ、2014・2015 年度理事及び監事を次の通り選任する。

法と経済学会 2014・2015 年度役員名簿（案）

（2014 年 7 月 13 日現在、氏名 50 音順・敬称略）

会 長	古城 誠	上智大学法学部教授
副会長	細江 守紀	熊本学園大学経済学部教授
理 事	青木 玲子	一橋大学経済研究所教授
理 事	阿部 泰隆	神戸大学名誉教授
理 事	安藤 至大	日本大学大学院総合科学研究科准教授
理 事	安念 潤司	中央大学法科大学院教授
理 事	飯田 高	成蹊大学法学部教授
理 事	池田 康弘	熊本大学法学部准教授
理 事	伊藤 秀史	一橋大学大学院商学研究科教授
理 事	岩崎 政明	横浜国立大学大学院国際社会科学部教授
理 事	宇佐美 誠	京都大学大学院地球環境学学術教授
理 事	太田 勝造	東京大学大学院法学政治学研究科教授
理 事	加賀見 一彰	東洋大学経済学部総合政策学学科教授
理 事	金子 宏直	東京工業大学大学院社会理工学研究科准教授
理 事	川濱 昇	京都大学大学院法学研究科教授
理 事	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
理 事	岸本 哲也	早稲田大学大学院公共経営研究科客員教授
理 事	久米 良昭	政策研究大学院大学教授
理 事	小林 秀之	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
理 事	清水 剛	東京大学大学院総合文化研究科准教授
理 事	田中 亘	東京大学社会研究所准教授
理 事	常木 淳	大阪大学社会経済研究所教授
理 事	中川 雅之	日本大学経済学部経済学科教授
理 事	林田 清明	北海道大学法学部教授
理 事	樋口 美雄	慶應義塾大学商学部教授
理 事	福井 秀夫	政策研究大学院大学教授
理 事	松村 敏弘	東京大学社会科学研究所教授
理 事	村松 幹二	駒澤大学経済学部教授
理 事	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授
理 事	山崎 福寿	日本大学経済学部教授
理 事	吉田 修平	吉田修平法律事務所所長・弁護士
理 事	若杉 隆平	京都大学経済研究所教授
監 事	畠中 薫里	政策研究大学院大学准教授
監 事	荒田 映子	武蔵大学経済学部教授

（注）アンダーラインは新任

【参考1】経緯

- 4月 9日 常務理事会が「会長及び副会長の選挙、任期等についての規則」改定を理事会に提案することを議決
- 6月17日 常務理事会が、2014年度選挙担当理事として松村敏弘氏、清水剛氏を選任
- 6月27日 理事会が「会長及び副会長の選挙、任期等についての規則」を議決したうえで、現会長・副会長再任のための信任投票の実施を議決
- 7月 2日 2014年度現会長・副会長再任のための信任投票選挙公示（投票期限7月9日）
- 7月12日 選挙担当理事により開票、現会長・副会長再任が信任されたとの開票結果を報告
- 7月13日 理事会に開票結果を報告

会長及び副会長の選挙、任期等についての規則

2014年6月27日 理事会決
2010年7月11日 理事会決
2003年2月15日 理事会決

- 第1条 本規則は、法と経済学会会則（以下「会則」という）第14条の選挙について、会則第28条に基づき定める。
- 第2条 副会長は、理事会が作成した候補者のうちから、正会員の投票によって選出する。
- 第3条 副会長は、任期満了の後、新年度の会長となる。ただし会長就任日は、会則第21条第1項が定める通常総会開催日とする。
- 第4条 会長が任期途中で欠けたときは、前任の副会長が会長となり、1期に限り、会長に再任される。
- 第5条 会長及び副会長は、理事会の提案にもとづく正会員の信任投票を経ることで、1期に限り再任される。

（改正理由）

1. 法と経済学会会則16条1項前段は、「会長及び副会長の任期は2年として、ともに再任を認めない」としている（<http://www.jlea.jp/index600.htm>参照）。実際、これまでも会長及び副会長は、任期満了により再任されることなく退任してきた。
2. この慣例を踏襲すれば、今年度の総会で、法律分野の現会長が退任し、経済学分野の副会長が新会長に就任することとなる。このように2年の任期で会長及び副会長が交代していくと、会長候補者が払底してしまうという懸念がある。
4. 法と経済学会会則16条1項後段は、「ただし、第28条の規則により、再任のための例外規定を設けることができる」とする。
5. このため、「会長及び副会長の選挙、任期等についての規則」に第5条を追加し、会長及び副会長は、理事会の提案による信任投票を経ることで、1期に限り再任可能とされるとの規定をおく。

【参考2】

法と経済学会・会則（全文）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、法と経済学会（Japan Law and Economics Association）という。

（事務局）

第2条 本会は、事務局を東京都に置く。

（支部）

第3条 本会は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

（目的）

第4条 本会は、法と経済学に関する研究及び研究者相互の協力を促進するとともに、外国の関連学会との連携を図ることを目的とする。

（事業）

第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究者の連絡及び協力促進
- (2) 研究会及び講演会の開催
- (3) 機関誌その他の図書の刊行
- (4) 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (5) 関連学会との連絡提携
- (6) 法と経済学に関する国際的な交流
- (7) 法と経済学に関する教育
- (8) 前各号のほか、本会の目的を達成するため理事会が適当と認める事業

第3章 会員

（会員の種別）

第6条 本会は、次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 正会員 本会の趣旨に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同して入会した本会の事業を賛助する個人又は法人その他の団体
- (3) 名誉会員 本会に特に功労のあった者で理事会の議決をもって推薦された個人

（入会）

第7条 会員になろうとする者は、正会員1名以上の紹介により入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、第28条の規則の定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
- 3 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

（資格の変更）

第9条 会員の資格の変更は、入会の手続に準ずる。

（会員の権利）

第10条 会員は、本会が刊行する学会誌のその他刊行物の優先的配布を受けるほか、本会が主催する事業に参加することができる。

2 会長は、会員が会費を6か月以上滞納したときは、前項に定める会員の権利を停止することができる。

（会員の資格の喪失）

第11条 会員は、次の各号の一に該当する場合においては、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 会費を2年以上滞納したとき

（除名）

第12条 会長は、会員が本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたときは、理事会の議決を経て、当該会員を除名することができる。

第4章 役員等

（役員）

第13条 本会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 20名以上40名以内、内1名を会長、1名を副会長とする。
- (4) 監事 2名

（役員を選任）

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。ただし、会長及び副会長は理事となる。

2 会長及び副会長は、第28条の規則の定めるところにより、正会員の中から選任する。

(役員の職務)

第15条 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織して総会の権限にかかる事項以外の事項を決議し、執行するほか、常務理事若干名を互選し、これに常務の執行を委任することができる。

4 監事は、民法第59条の職務を行うほか、理事会に出席することができる。ただし議決に加わらない。

(役員の任期)

第16条 会長及び副会長の任期は2年とし、原則として、ともに再任を認めない。ただし、第28条の規則により、再任のための例外規定を設けることができる。

2 理事及び監事の任期は2年とし、再任されることができる。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(役員の解任)

第17条 会長は、役員に本会の役員としてふさわしくない行為があったとき又は特別の事情があるときは、理事会の議決を経て、総会の議決に基づきこれを解任することができる。

(委員会)

第18条 本会は、会務の運営又は第5条各号に掲げる事業の遂行のために必要な委員会を設けることができる。

2 委員会の設置又は廃止は、理事会において決定する。

3 委員会の委員は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

(事務局)

第19条 本会に、会務を処理するため事務局を設ける。

第5章 総会

(構成)

第20条 総会は、第6条第1号の正会員をもって構成する。

(招集)

第21条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。

2 会長は、理事会が必要と認めたとき又は正会員の5分の1以上から請求があったときは、臨時総会を招集しなければならない。

(議決事項)

第22条 総会では、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算に関する事項

(2) 事業報告及び収支決算に関する事項

(3) その他理事会が必要と認めた事項

(議決)

第23条 総会は、正会員現在数の5分の1以上が出席しなければ、開会することができない。

2 議決権の行使は、書面をもって、他の出席正会員に委任することができる。

3 前項による委任は出席とみなす。

第6章 会計

(経費の支弁)

第24条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金及びその他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 雑則

(会則の変更)

第26条 この会則を変更しようとするときは、理事会及び総会においておのおの出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第27条 本会を解散する場合は、理事会及び総会においておのおの出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(規則)

第28条 この会則の施行に必要な規則は、理事会が定める。

附則 (略)